

○破傷風予防接種の実施要領について（通達）

昭和 46 年 3 月 9 日

海幕衛第 1195 号

改正 昭和 47 年 9 月 27 日 海幕衛第 5002 号

昭和 60 年 7 月 25 日 海幕衛第 3574 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

破傷風予防接種の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

添付書類：別紙「破傷風予防接種実施要領」

別 紙

破傷風予防接種実施要領

1 予防接種液の種類

沈降破傷風トキソイド

2 実施時期

(1) 初回免疫

定期健康診断時。ただし、練習員にあつては入隊後速やかに実施する。

(2) 追加免疫

定期健康診断時に実施する。

3 実施対象者

隊員総員。ただし、留学中の者、休職中の者及び疾病、傷害のため入院中の者又は帰郷療養中の者を除く。

4 実施責任者等

実施責任者は、海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達（昭和 43 年海上自衛隊達第 30 号）第 2 条に定める健康管理者とし、実施担当部隊等については、同達の第 4 条（第 4 項を除く。）を準用する。

5 接種要領

(1) 禁 忌

予防接種を行う場合には、副反応を予防するため事前に被接種者について、体温測定、問診、視診等の方法によつて健康状態及び免疫歴を調べ、次のいずれかに該当すると認められる者に対しては、予防接種を実施してはならない。

ア 有熱患者

イ 衰弱者又は著しい栄養障害者

ウ アレルギー性体質の者又はけいれん性体質の者

エ その他、医師が予防接種の実施を不相当と認めた者

(2) 接種方法

ア 初回免疫

接種液を第 1 回 0.5m l、第 2 回 0.5m l を 4～8 週間間隔で皮下に注射する。

イ 追加免疫

(ア) 第 2 回接種後 6～18 月後に接種液 0.5m l を皮下に注射する。

(イ) (ア)による接種後 10 年目ごとに、接種液 0.5m l を皮下に注射する。

(3) 注意事項

ア 予防接種に従事する者

- (ア) 予防接種に従事する者は、手指を消毒し、かつ、マスクを使用する。
- (イ) 接種液は、使用前によく振とうし、均一の液として使用すること。
- (ウ) バイアルびん入れの接種液は、びんの栓及びびんの周囲をアルコールで消毒した後、栓を取り外さずさないで吸引する。
- (エ) 注射筒及び注射針は、滅菌済みのものを使用すること。
また、注射針は、被接種者ごとに取り替えること。
- (オ) 注射部位は、アルコール等で消毒すること。
- (カ) 注射を行う場合には、注射針の先端が血管内に穿入していないことを確かめること。

イ 接種を受けた者

- (ア) 接種を受けた当日及び翌日は安静を守り、激動、入浴、飲酒等を控え、接種部位は清潔に保つこと。
- (イ) 接種後副反応が激しいときは、直ちに受診すること。